
論 説

ナコンシータマラートの拡大政策
——1811—1839年——

黒田景子

はじめに

1767年のアユタヤの崩壊から1855年のボウリング条約にいたる、トンブリー朝からラタナコーン朝初期は、シャムがアユタヤの伝統の復活を試みつつ王都を再建し版図の回復をめざした時代である。新王朝はアユタヤの制度の継承を国政の基本とした。しかし、その実態についての論考はいまだ十分にそろったとはいえず、19世紀後半のチャクリー改革期以降との比較のためにもより具体的な地域像の解明が課題となっている。

本稿は、シャム南部のナコンシータマラート (Nakhon Sii Thammarat) を題材とする。ナコンシータマラートは、しばしば「ナコン」と略称され、マレー語では「ルゴール Legor」、漢籍では「六昆」、近世日本文書では「るごる」、西欧からは「リゴール Ligor」として知られた。ナコンシータマラート（以下ナコンと略す）は多くの名をもつことが示すように、東西交易の要衝としてのマレー半島中部に位置し、各国の交易船が往来する港市政体 (port-polity) であって、シャム代々の王朝の地方統治の要の位置にあった。

港市政体は、それが属する港市ネットワークの勢力バランスの変化に敏感に反応する。ナコンは、シャムの王都を中心とするネットワークの一員としてアユタヤ崩壊以降のシャムへ帰属し、国主ノイ (Noi) のもとで、1811年から1839年にかけて意欲的にマレー半島の東西から南部にかけて勢力を拡大した。しかし、国主の死後その勢いを失い、王都における政治的影響力をも減じて、新興の華人

港市に地位を譲る。このナコンの拡大と没落はなにを意味しているか。ここではそのナコンの拡大政策の分析をとおして、19世紀前半のシャム南部の港市ネットワークの動きと地域像の解明に迫りたい。

1. 前近代シャムの港市ネットワークと地方統治構造

1) アユタヤ・ネットワークについて

東南アジアの港市は東西交易の重要な中継点である。港市は周囲の他の港市と結んで港市ネットワークを形成し、地方産品をその中の中心港市に集約する機能をもつ。この中心港市の政権は港市ネットワークを自らを中心とした統治システムに編み上げて制度化し、これを維持拡大することで政権の安定をはかった。政権の安定は、中心港市に集められた交易物資をより遠方の地域に安定的に中継していくための基礎的条件とも言えるものである。しかし、港市ネットワークは東西交易の流れや、大国の海域支配に敏感で、規模の小さな港市の盛衰も激しく、総じて各港市間の勢力バランスは不安定であった。そのため、中心港市の統率力の及ぶ範囲もしばしば変形し、港市ネットワークの全体像は可変的にとらえられねばならない。

チャオプラヤー水系に王都をおくシャムは、こうした港市と港市ネットワークの機能を極めて有効に利用し発展させた前近代型国家であった。アユタヤ朝は、王朝が直接交易に関与して王庫を潤していた港市国家でもあった [石井 1994 : 144]。王都アユタヤは水系最大の港市であり、南シナ海とベンガル湾を結ぶ海運の拠点であった。北はチエンマイ盆地から東はメコン流域、西は一時アンダマン海沿岸から、南はマレー半島中部におよぶ広域の交易拠点=港市が王都に収束していた。ここでは、このアユタヤを中心とする港市ネットワークをアユタヤ・ネットワークと呼ぶ。アユタヤ・ネットワークの特徴は、アユタヤが各方面からの交易ルートの交差点に位置する地理的優位性に支えられ、中心港市として永らく安定したことにある。ネットワーク周縁部に位置する小港市の興亡は、ネットワークの全体像を時には激しく変形させたにもかかわらず、王都の地位を揺るがすものではなかった。

だが1767年、アユタヤはビルマ軍の攻撃によって破壊された。ビルマはこの中心港市を維持せず、本拠へ去った。すなわち、アユタヤの破壊はネットワークの中心港市の一時的な消失にほかならなかつた。したがつて消失した中心港市の機能を継承して王都を建てる者が次代のシャムの王朝となつたのである。

2) 伝統的地方統治システム：王都 krung=地方国 huamuang 構造

シャムの統治システムにおいて、中心港市=王都と、地方交易拠点との関係はどのように説明されるだろうか。

前近代シャムの地方統治システムは、概念的には中心となる王都 (krung) を地方国 (huamuang) 群がとりまき、そのさらに外縁に朝貢国 (prathetsarat) 群が位置する同心円ネットワーク構造で説明される。この構造は、アユタヤ・ネットワーク上に地理的に展開する地方交易拠点を、王都との関係の重要度に応じてランクに分け、統治システム上の位階を与えたものと見なすことができる。

地方国は最高位を一級国 (muang eek) とし、アユタヤ時代にはナコンが南部地方国群で唯一の一級国であった。地方国は王都より称号と位階を与えられた国主 (caomuang) によって統治された。地方国の国主は、毎年王都での忠誠儀礼に参加し、スアイ (suai) とよばれる物納税を送ることが義務づけられていた。しかし、国主は慣習的にその地位を世襲する在地権力者であつて、地方国は事实上半独立的な地方政権であったといわれる⁽¹⁾。

朝貢国はさらに周縁部に位置し、多くは異民族の統治地域であつて、王都との関係は三年に一度の朝貢に象徴されるように名目的ともいわれた。この朝貢国の動静を監視し、貢納隊を監督し、反乱を鎮圧するのは一級国の責務であり、一級国は王朝の鎮守府的な役割を兼ねた。

だがここで、地方統治システムを中心港市=王都と、地方港市=地方交易拠点の物流システムとしてみれば、スアイを確実に王都へ集荷することが最も注目される機能である。すなわち、地方国とは

シャムの強権が安定的に交易產品を徵収できる範囲をさしたといえる。

2. 初期ラタナコーシン朝下のナコンシータマラート

1) アユタヤ・ネットワーク上の位置

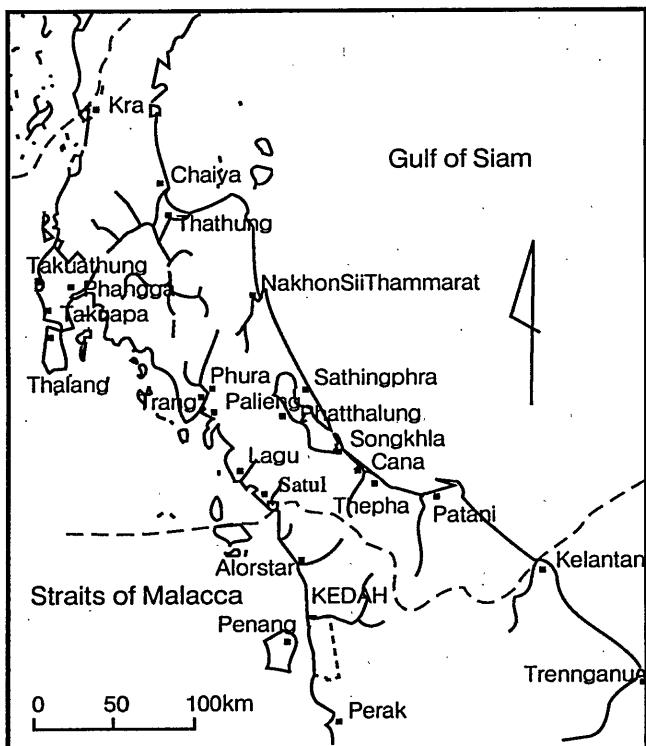
アユタヤ・ネットワークの南半分はベンガル湾・マラッカ海峡に面した港市群と、シャム湾側の港市群からなる。[Map.1参照] これらの港市群は一部異民族統治地域に立地する。アユタヤ朝における仏教拠点としても知られたナコンの南方はムスリムの勢力が凌駕する地域であった。パタルン (Phatthalung) は、元ムスリムの国主をいただき、アユタヤ末期には朝貢国の地位にあった⁽²⁾。また、パタニは15世紀以来マレー・スルタンの統治するシャムの朝貢国で、しばしばシャムに対して反乱をおこした。シャムがパタニの維持にこだわったのは、パタニが王都やソンクラー、ナコンと共に、南シナ海のジャンク船交易ネットワークにも属する港市としても知られ、華人の活動に負うところが多いシャムの対中国交易を支えていたからである。

また、ベンガル湾側には、「タラーン以下西海岸八国 (Muang Thalaang thang pet Huamuang)」(以下ここではタラーン港市群とよぶ)とよぶ小国群があり、インド方面に通ずる交易拠点としてシャムが保持にこだわっていたが、常にビルマ、マレー勢力の脅威にさらされていた。ナコンはこのタラーン港市群を監視防備する位置にもあり、半島の東西横断路を確保し、シャムの南の玄関番を勤めた。

このような状況で、ナコンは、アユタヤ・ネットワークに属する南部港市群の中で永らく最大の安定的な港市であった。ナコンはシャムの軍事拠点としても機能し、ビルマ、マレー勢力の攻撃にさらされる周囲の港市群のアユタヤ・ネットワークからの離反を阻止してきたのである。

2) 一級国としてのナコンシータマラート

ナコンは、地方統治システム上では、王都の兵部卿 (カラーホー



Map. 1 南タイ港市

ム: Kalahom) 管轄下の南部地方国群を統率する一級国の地位にあつた。アユタヤ末期からラタナコーシン朝初期にかけてナコンに与えられた命令書によれば、軍備を整え、周辺のより低位の地方国群を統率して地方国軍を組織し敵としてのビルマ勢力の侵入を阻止して国土守護の任につくことの他、反乱する可能性のある朝貢国を監督・監視することが国主に指示されている [Krom Sinlapaakon 1963-a: 41-45]⁽³⁾。

シャムの地方国に与えられた等級は港市としての王都への貢献の度合いを表わしており、アユタヤ・ネットワーク上での中央と周辺の力関係を反映していると見られる。地方統治システム上の王都と

ナコンの関係も、アユタヤ・ネットワーク上の港市としての現実的な交易物資の流れをシステム化したものである。王都からの指示は、スアイ等の税や交易物資を王都に搬送するシステムを維持し、国主の王都への忠誠を保証することを求めたものである。

3) 1811年の官吏登録簿にみるナコンシータマラートの統治範囲

ここで、1811年時のナコンの姿を把握してみたい。

『ラーマ二世代のナコンシータマラート官吏登録簿』は、ノイの1811年の国主就任に伴い下賜されたものであるが、ナコン中央部局に登録されている433名、地方統治局に属する331名の各官吏の所属局と位階構成、官吏それぞれに付せられたサクディナー数⁽⁴⁾が記されている。この史料の官職の位階構成から、地方国は王都宫廷の統治システムを雛形としていると分析してきた。

ここではこの史料中の地方統治局官吏の位階とその配置から、一級国ナコンの統治範囲を抽出してみよう。

史料中の地方統治局官吏はそれぞれ、ナコン自身に帰属する地方の首長である。かれらの任地は、現在のスラートターニー (Suratthani)、ナコン、クラビー (Krabi)、トラン各県にまたがる地域に分布し、その統治規模はほとんどが現在のタンボン（行政村）レベルにあてはまる。さらにおのおのの地方首長に与えられたサクディナー数は1600、1200、1000、800、600、400、の6段階あり、数が多いほど位も高く、重要な地点に配置されていたと考えられる。それを地図上に配置してみると、ラタナコーン朝初期のナコンが重視した地方拠点の位置と交易路の姿があらわれるであろう [Map.2 参照]。

すなわち、ナコンはシャム湾側に二つの拠点を有する。一つは、パナン (Phanang) で、ナコンの首都と直結する港である。もう一つは重要な関所・柵 (khaikhang) であるタートン (Thathong) で、現在のスラータニーの中心地方にある。一方、マラッカ海峡側はトランが拠点となる。トランは1811年に正式にナコンの属領 (muang khun) となった小国である。

さらに、ナコン中央部局の官吏に与えられた徵稅の権利を検討すると、タクアトゥン (Takua-thung)、タクアパ (Takua-pa)、タラン、パンガー (Phan-nga)、バーンカリー (Ban kali) などのナコン統治範囲外の地方国における錫の徵収の権利が記載され⁽⁵⁾、これはナコンの事実上の勢力圏を示唆するものである。このことは國主の息子たちがこれらの地域の國主に任命されていった過程とは無縁ではないと思われる。

しかし、ここで留意されねばならないのは、この名簿が1811年の國主即位時に王都からナコンにもたらされたことの意味である。すなわち、アユタヤ崩壊以降ナコンが再びシャムに統合される過程から、ラタナコーシン朝下での王都とナコンの関係を検証しておかなければならぬ。

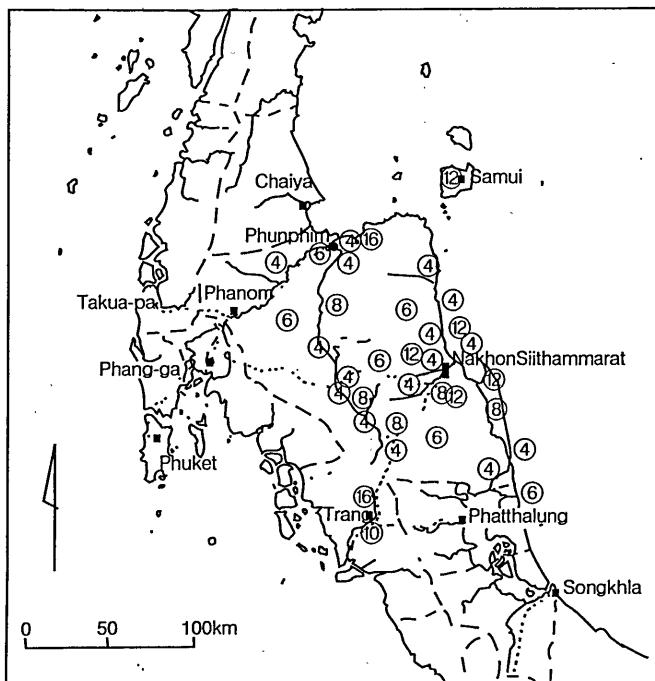
3.ナコンシータマラートの統合過程

1) アユタヤの崩壊とシャム新王朝

前項にみるように、シャムの基本的な国家システムは、強力な中心港市をもつ港市ネットワークを、王都アユタヤを中心とする地方統治システムとしても機能させ、王都への物流の供給を組織化して安定させようとするものであった。

1767年にアユタヤが破壊されると、タークシンはアユタヤの下流に建てた港市トンブリーを、ただちにシャムの新王都とし、アユタヤの機能を代替させた。1782年にタークシンを廢してラタナコーシン朝をたてたチャクリーは王都をトンブリー対岸のクルンテープ (Krungthep : パンコク) においた。新王都がアユタヤ・ネットワークの中心港市を後継すれば、シャムの統治システムの崩壊も食い止められた。彼らはいずれもアユタヤの伝統制度を引き継ぐことを國家再建の基礎とした。すなわち、アユタヤの伝統の後継者とはアユタヤ・ネットワークの後継者ということにはかならなかった。

しかも、18世紀後半から19世紀にかけてアジア域内交易は量的に増加しつつあり、トンブリー、ラタナコーシンのいずれの王朝も、その傘下の港市からより多く安定的に交易產品を集荷することを必



要とした。両王朝は、アユタヤ・ネットワークの回復を急ぐとともに、地方の交易拠点との以前にもまして緊密な関係を必要とした。それは、結果的に地方統治システムをより中央集権的に改編していくことであった。

2) 国主ヌーの時代—アユタヤ崩壊からトンブリー期

アユタヤ崩壊の報にナコンはすばやく反応した。いまままで中心港市アユタヤの機能と権威を背景として成立してきた地方港市間のネットワークを、ナコン自らを中心とするネットワークに再編成し、維

持することが急務であったからである。副国主のヌー (Nuu) はアユタヤで消息不明となった国主にかわって王位につき、ただちにベンガル湾に面するクラから、タラーンを経たサトゥーンまでを含む地域に兵を派遣しナコンの自立を宣言した [黒田 1985 : 77]。

トンブリーに王都を構えたタークシンは直ちにナコンに遠征してこれを制圧し、南部港市群をトンブリー朝に帰属させた。しかし、タークシンはアユタヤ期の中央=地方関係を完全に回復する余裕を持たず、ヌーを完全に排除することもできなかつた。タークシンはヌーをトンブリーに軟禁し、王都の官吏シースリヤウォン (Sii Sriyawong) をナコン国主代理においたが、7年後にヌーのナコン国主復帰を許している [Krom Simlapaakon 1963-a : 17]。この時のナコン国主は辺境王 (Phra Cao Kanthasimaa) の名を与えられ、朝貢国国主同様に扱われた。またトンブリー朝の権威はアユタヤ時代の朝貢国であったマレー・ムスリム侯国のパタニ、ケダー、トレングガヌ (Trengganu) にはおよばず、これらの国はシャムとの朝貢関係は解消したと考えていた。

タークシンはアユタヤ期の有力地方雄藩であったナコン国主の一族を警戒し、王都トンブリーに直属する南部の交易拠点を必要とした。1775年にタークシンは、福建華人商人の呉氏をソンクラー (Songkhla) の国主に取り立て三級国とした。1779年、ソンクラーはナコンによる壮丁の徴用に抗議し、タークシンはこれを王都に直属する地方国とした [黒田 1985 : 79]。ソンクラーは、以降ナコンの対抗勢力として成長する。

3) 国主パットの時代——ラタナコーシン朝ラーマ一世期

1782年タークシンを処刑してラタナコーシン朝をたてたラーマ一世は、クルンテープを新王都とし、アユタヤ朝期の統治システムと勢力範囲を回復させることに熱心であった。その中で、ナコンはアユタヤ期の一級国の地位に復帰し、マレー系の旧朝貢国群への監視を強めるよう要求された。しかし、周辺のパタルン、チャイイヤー (Chaiya)、チュムポン (Chumphon) は王都に直属する地方国と明

記され、さらにタラーンの港市群には王都から王室直属官（カールアン：Khaluang）が送られて統治に当たるなど、ナコンの権限は制限され、王都による地方把握が進行している。ラーマ一世は1785年には壮丁の人口調査である入れ墨登録をナコン、パタルン、ソンクラーで行った。ラーマ一世もナコン国主の一族に対しては警戒的であり、1784年にはヌーに代わってその女婿のパット（Phat）が国主に任命された⁽⁶⁾。

しかし、この時期から南部港市群はたびたびビルマの攻撃を受けることになった。

すなわち、1785年から1786年にかけてビルマ軍はシャム南部を攻撃し、その範囲はタラーンからナコン、パタルンに及んだ。ナコン国主パットはソンクラーに逃亡し、ビルマ軍は結局シャム王都からの援軍によって掃討された。南部の国土は荒廃し、ベンガル湾側のタラーンを中心とした半島西側沿岸地域の住民はより南部へ移住逃亡した。

ラーマ一世はこの機をとらえて、マレー系旧朝貢国パタニ、ケダー、トレンガヌに朝貢関係の復活を迫り、これを拒否したパタニに対しては軍を派遣しスルタンをとらえて、朝貢を復活させた。シャムのパタニ制圧に恐れをなしたケダー、トレンガヌは朝貢を再開した。

ラーマ一世も新興の華人港市ソンクラーに高い信頼をおき、国主ブンフイ（Bunhui）を重用した。ソンクラーは再び三級国としてナコンの管轄下におかれたものの、パタルン治下の属国をソンクラー管内に組み込むことを許される他、パタニ以下のマレー系朝貢国の監督を移管された [黒田 1985 : 81-82]。1791年に、ラーマ一世はパタニの反乱鎮圧に功績があったとしてソンクラーをナコンの管轄から離脱させ、これを一級国に昇格させた。新興華人勢力はシャムの地方統治制度上最高の地位を獲得するまでになったのである。

すなわち、ここで二つの一級国が誕生した。王都は、タラーン港市群を守護する役割をナコンに、パタニやケダー等のマレー系朝貢国を監視する役割をソンクラーに分担させたのである。

しかしながら、マレー系朝貢国の監督権がソンクラーに集中した

ことは、ナコンの交易既得権の多くがソンクラーに移譲されたことを意味する。一級国は管轄国としての立場を理由に、朝貢国に一級国自身の政治的影響力を及ぼし、経済的利益を期待した。したがってナコンはパタニ等のマレー系朝貢国との公的な関係からしめだされ、ソンクラーに対して激しい敵意を持つようになった。以後、对中国交易でもライバル関係にあった両者の、朝貢国を含む南部地域の交易利権をめぐる争いはいっそう激化した。両者ともこの地域の利権に影響をもつ王都の宫廷勢力と後宮をめぐる姻戚関係を介して結びつき、王都宫廷における影響力を最大限に活用しようとした。

ところが1809年から1810年にかけて、ビルマ軍はタラーン港市群への二度の徹底的な攻撃と破壊を行い、ナコンに更なる打撃を与えることになった。錫生産と交易拠点としてのタラーン港市群は壊滅的な被害を被り、多くの捕虜がビルマ軍によって殺害され連れ去られた。また、多くの難民がナコン、ソンクラーそしてケダー方面に流れ込んだ。ナコンからも入れ墨登録された壯丁の逃亡が増加する傾向にあった⁽⁷⁾。

タラーン港市群の破壊と関連する諸地域からさらに住民が南下移動したことは、ナコンを含む周辺諸地域の交易拠点のバランスをも変化させた。1786年に英國東インド会社の根拠地が置かれたケダー沖のペナン島はタラーン港市群の錫が運ばれる最短の交易拠点であり、多くの交易者を吸収して地域唯一の強力な中心港市となりつつあった。タラーンの港市機能の破壊は、南部地域港市ネットワークのハブとしてのペナンの価値を急速に高め、ナコンの関心をより南のルートにひきつけることになった。

4) 国主ノーアイの即位——ラタナコーシン朝ラーマニ世期

ナコンがタラーン破壊後の処理を急務としていたこのとき、ソンクラーの有力国主ブンマイが亡くなり(1811年5月27日)、甥のティエンチョン(Thiencong)が後を継いだ。一方、ナコン国主パットが引退し⁽⁸⁾、ノーアイが国主の地位についたのは1811年8月14日のことであった。

ノイーの国主就任は、ナコンのラタナコーシン朝への統合がさらに進んだことを象徴するものである。すなわち、ノイーは王都の小姓局（Krom Mahat lek）に出仕し、のちナコンにもどって副国主（Palat）となり、ついで国主に任命されたが、これは当時のシャムの地方国主や貴族の子弟として典型的にみられる経歴である。ノイーの副国主への就任（1806）、国主への就任（1811）にあたってはいずれも詳細な職務上の指示の命令書が与えられている。さらに、国主就任の際には、前述した詳細なナコン官吏名簿が下賜され、その内容は、王都が地方国の統治内容をより具体的に把握するための基礎資料ともいえるものであった。

しかしノイーには最高位の地方国主としての強力な権限が保証されていた。彼は王都宮廷における強力な人脈を維持し、勢力下の地域からの収入を王都宮廷の実力者たちと分け合い、王都宮廷を二分するとまでいわれる政治的影響力をもった。彼はしばしば「タークシンの息子」とよばれる卓越した政治家として英國官吏にも知られ、ライバルのソンクラー国主を押さえて南部地域の政治を牛耳った⁽⁹⁾。1811年から1839年に至る28年間のナコンは国主ノイーのもとでの積極的な拡大政策を特徴とする。しかもそれらの政策は明確にナコンの影響力をマレー半島の南部、特にペナンを中心としたマラッカ海峡側へ伸長させるものであった。以下の章でそれらの政策について述べる。

4. ナコンシータマラートの拡大政策

1) タラーン港市群の再建：1811年

破壊されたタラーン周辺域の再建問題はノイーの国主就任が急がれた理由のひとつであった。タラーン港市群はシャムの二級国群で、18世紀後半には多量の錫を供給しペナンの交易者たちを強く引きつけていた⁽¹⁰⁾。しかしながらこの小規模港市群は防衛に弱点があり、1809年のビルマの略奪はタラーン港市群＝ペナン島＝スマトラ間の港市ネットワークを破壊し、シャムの対ベンガル湾交易に打撃を与えた〔黒田 1991：76-77〕。

ビルマの攻撃後、シャムはこの地域をかろうじて奪還したが、多くの難民が生じ人口が激減した。タラーン島からの難民は多くは対岸のクラープガー (Kraa Phunga) こと のちのパンガー (Phangnga) とトラン (Trang) 周辺に散らばり、これらの難民を元の土地、または新しい土地に定住させる必要があった。当初一級国ナコンに命じられたのは、予想されるビルマの再度の攻撃に備えて大砲等武器の装備を充実させることであった [Krom Sinlapaakon 1963-a : 43]。しかし、ノーアイはタラーン港市群の経済的な再建計画にも積極的で、王都の宮廷勢力の一部に対して自分が地域再建の総責任者に任じられるよう働きかけたが、王都宮廷はノーアイにあらたな権限をあたえることを渋り、別の人物を任命した。だが任命された官吏はノーアイの圧力を恐れて任地に出向かず [NL.CR-2 no. 1175-7]、結果的にノーアイがその任についた。

このときナコンは錫を豊富に産するクラープガー地域の開発に特に力を注いだ。ノーアイはこの地域をナコンの経済圏に組み込む見通しをもっていたのであろう。王都宮廷は独自にタラーン島の北部にあらたな水田の開墾事業を行っているが、この地域の主たる収入は錫であった。その他のタラーン港市群の統治についてもノーアイは自分の関係者を多く送り込み、王都宮廷の意向が反映されるのは8国中4国だけであったとも言われる [Suphaphorn : 134-135]。パンガーはあらたな錫資源の提供地となり、その国主はノーアイの息子等ナコン国主の一族で占められていく。

2) トランの開港と開発：1811-1812年

トランは1811年にナコンの属領(muang khun)⁽¹¹⁾として与えられた地域であるが、その開発はノーアイの南方への拡大政策において大きな意味を持った。

もともと、タラーン以南のトラン、サトゥーン、ランカウイー島をへてケダーに至る半島西海岸部の多島海域は小人口地域であって、領域の帰属に関する記述が乏しい。

ケダーの記録によれば、18世紀半ば、征服王の異名をとる王子が

タラーン、トランに至る沿岸域に遠征してその制海権を握ったとし、ケダーはトラン付近までをケダー領と認識している。[Anderson 1989 : 140]。また、ランカウイー島はケダーの重要な海軍基地でもあった⁽¹²⁾。

タイ資料では、18世紀末ごろのトランはスアイの燕巣と硝石（火薬原料）の提供地としてしられたが、地域の中心はむしろトラン河口沖のタリボン島にあり、土地の支配者はタイ名の称号とマレー名を持ち、海民オラン・ラウトの部隊を有していた⁽¹³⁾。1810年にはトランはタリボンの属下にある。そして、その帰属はナコンとソンクラーのあいだを揺れ動いた⁽¹⁴⁾。

すなわち、1811年以前、半島西海岸部のシャムの勢力はほぼ内陸に限定され、海域の支配は実質的にケダーや沿岸の海民のもとにあつたと考えられる [黒田 1998 : 89]。

しかし、タラーン港市群の破壊はシャムの防衛線をより南下させた。軍船をもたなかつたシャムは、残存するビルマ兵の掃討作戦で朝貢国ケダーの海軍に援助をもとめなければならなかつたが、一部のマレー・ムスリム部隊は異教徒に対する協力を拒否し⁽¹⁵⁾、シャム自身の軍船と対ビルマ防衛根拠地となりうる軍港が急いで必要とされた。トランはそのため第一義的に軍港としての機能が求められ開発が進められた。ノーアイは王都からの求めに応じて1823年には船を42隻建造し、ビルマからの攻撃に備えている。トランにはインド方面からやってきた商船が1812年から1818年にかけて数隻訪れ象牙と錫の取引をした記録が残っているものの、公的にはトランの商港としての利用は禁じられていた⁽¹⁶⁾。

ナコンは1811年以降タリボン周辺の島々を燕巣採取のために年6000から7000ドルでケダーに貸しており⁽¹⁷⁾、これらの海域に関する利権をめぐってケダーの一部勢力との接触を深めていったと思われる。

ケダーは1804年にスルタン・アフマッド・タジュッディン・ハリム・シャー (Ahmad Tajuddin Halim Shah) が即位して以来、スルタン位継承と利権の分配をめぐって一族は係争中であった。ペナ

ンの建設以来、ケダー南部⁽¹⁸⁾の開拓地としての経済的な価値が高まり、副国主ラジャ・ムダの地位についていた弟ビスヌ（Bisnu）は南部への領地替えを要求した〔NL.CR-2 no.1173-2〕。ケダー・スルタンと対立するラジャ・ムダ派はもともとトランに近いサトゥンを領地とし、ナコンに接触をはかった。これはノイのケダー介入への足がかりを与えた。

1818年以降ビルマの南部港市群への攻撃の可能性が薄らぐと、トランは、ペナンに収束する交易ルートに引き付けられたナコンの関心をより具体的に実現するための根拠地として機能する。

3) 朝貢国クランタン（Kelantan）の監督権の確保：1813年

ノイは、ソンクラーによって奪われたマレー系朝貢国への影響力を奪回する機会も逃さなかった。1791年以来、パタニ、トレングヌ、ケダーのマレー系朝貢国は一級国ソンクラーの管轄下にあった。朝貢国は、朝貢品貢送時も一級国の護送隊とともに王都へ向かうほか、内紛の処理などに際しても直接シャムの王都宮廷からの命をうけることはなく、まず一級国の裁定を仰ぐことになっていた。このため、朝貢国に対する一級国の影響力は大きく、半ば公的に政治・経済的な介入権を有しているようなものであった。「シャム」の名はときに朝貢国内の政争において政権を維持する後ろ盾として働いた。

1813年当時、クランタンは当時その属下にあったトレングヌよりの分離を望んだが、監督国ソンクラーはこれを拒否した。クランタンはナコンに接触をはかり、ナコンはクランタンを新朝貢国としてトレングヌから分離し、監督下におくことを王都から承認された〔黒田 1986 : 109〕。また、ほぼ同じ時期に朝貢国ケダーも監督国ソンクラーと決別してナコンの管轄下に入ることになった〔黒田 1986 : 108-109〕。

4) ペラ（Perak）への朝貢要求：1816-1818年

ノイは、ペナンへ収束する交易ルートを独占する構想をもって

いたと思われる。しかし、ペナンの交易は英國の管理下に移住してきた福建華人のネットワークによって急速に発達し、國主が福建華人一族であるソンクラーへもつながるものであった。ノーアイは地域からソンクラーの影響を排除して、これをナコンの経済圏に再編成する計画を進めつつあった。1813年にケダーとクランタンの監督権がナコンに移管されると、ノーアイの関心はペラの錫にまで及ぶようになった。

すなわち、ノーアイは1813年、ペラをシャムへ朝貢させる計画を王都宮廷に奏上した。ナコンはトラン港に軍船を大量に準備し、ペラが朝貢を拒否した場合ただちに軍隊を派遣できる体勢にあった。ケダー・スルタンはナコンのケダーへの侵攻を強く懸念し、日々ペナンの東インド会社に保護を訴え続けていた。ケダー・スルタンは、ナコン軍がペラに出兵すると、その通過点となるケダーも行軍に伴う被害を被ることは明白と考え、ナコンに代わって、ケダー自身がペラを攻撃しシャムへ朝貢するよう説得を申し出た [Bonney 1971 : 129, Anderson 1989 : 84]。1816年ケダー・スルタンはペラに遠征しこれを圧倒した。1817年にペラはケダーの説得をのんでこれを承諾し、1818年には最初の朝貢使節がシャムに向かった。

5) ケダーの占領と属領化：1822-1841年

ケダーは1786年にシャムの圧力に屈して朝貢を再開していたが、同時期にペナンに上陸し根拠地を築いた英國東インド会社に対して、英國の確約の得られないまま「いざというときの敵からの保護」を期待するといった態度をとり続けていた⁽¹⁹⁾。

1821年11月12日、ノーアイはケダーを急襲し、これを占領した。1819年にスルタンの弟からスルタンのシャムへの朝貢の遅延とうらぎりに関する訴状がナコンに提出されたこと [Burney 1911 : vol. II -iv 162, 168]、その後タラーンで中国人が発見した手紙にそれを裏付けるものがあったとされること [Damrong 1962 : 141] によって、ノーアイはラーマ二世より「朝貢国討伐許可」を得ている。ケダー・スルタンはペナンに逃れた。スルタンと、ペナンの会社は

今回の事件はナコンの陰謀であるとの認識で一致した。

ノーアイはその息子二人を新たなケダー國主として置き、英会社にスルタンの身柄を要求するとともに、ケダー統治者に支払われるペナンとウエルズレイ地方の租借代金を要求した。1822年10月にノーアイが王都から得た命令書では、ケダーとペラはナコンの属領 (*muang khun*)として与えられ、ノーアイには総督 (*Phu Samret Ratchakan*)の名が授けられ、ケダーのスアイは王庫省に収めて、毎年の収穫はすべて年度末にナコン國主から王都に送るように指示がある [Krom Sinlapaakon 1963-c : 64]。

王都が、ケダーとペラをナコンの属領として与えたことは重要である。今まで王国の外縁に「朝貢国」という異民族首長の統治による緩衝的地域をおいていたシャムが、異民族首長を廢してシャム人による直接支配を試みたことをも意味するからである。しかもこの段階でペラはシャムに朝貢を開始した段階にすぎなかった。このことは以後ケダーの統治問題が、トランと同じく、王都の介入しないナコン領内のこととしてあつかわれ、ペラの処分もそれに準ずることを意味する。

以後ケダーでは、シャム人統治者に対する反乱が多発した。しかし、ノーアイは、次の段階として、ケダーに置かれた息子の一人を國主としてペラに送りペラをナコンの直接統治下におく計画に着手した。

6) ペラへの介入：1825-1826年

1822年の王都の命令書によって、ナコンはケダーとペラを私領化する保証を得た。この問題はペナンの東インド会社を巻き込むことになった。ペナンではケダーに対するシャムの権利の解釈を巡って意見が分かれ [Burney 1911 : vol. II-iii 118-135]、結局ケダーをシャムへ服属するものとの立場にたつクローファード (Crawfurd) が使節としてシャムの王都に派遣され、ケダー・スルタンの復帰を含む問題の交渉にあたったが、満足な成果は得られなかつた⁽²⁰⁾。

ノーアイとその賛同者が王都宮廷を牛耳っているとみなしたペナン

の会社は、ナコンに対して警戒を深め、ナコンがマラッカまで進攻する可能性を案じた。会社はセランゴール (Selangor) のスルタンから圧力を受け続けているペラの弱体なスルタンを援助する立場にあり、なんとしてもナコンの介入を阻止しなければならなかつた。

1824年、ペラはシャムへ金銀樹と貢物の錫205バハル (bahar) をおくるキャラバンをナコン兵の付き添いで運んだが、セランゴールのスルタンによりこの輸送隊はとらわれてしまった [Winsted 1974 : 66]。

1825年6月、ナコンはペラが朝貢を怠ったことを理由に懲罰軍を企画しトランから軍船団を出兵させた⁽²¹⁾。これに対してペナンの会社は自ら船団を派遣してナコンの出兵を阻止し、ナコンと独自の予備条約を結んだ。すなわち、この条約では、英國、セランゴール、シャムのいずれもがペラに干渉しないことを確認し、ナコンがペラに侵入し、根拠地を設けることを禁じた。さらに、その上で、当該領内の住民の自由貿易活動を保障し、海賊行為としてみなされるものは基準を取り決めたうえで取り締まるときめたのである⁽²²⁾。

英國はその後バーネイ (Burney) をシャムの王都に派遣して交渉に臨んだ。その結果1826年のバーネイ条約は第12条でシャムの他のマレー朝貢国である東海岸のトレングヌとクランタンに対するシャムの権利を認め、第13条ではシャムのケダーに対する権利を認め、前ケダースルタンをペナン以外の土地に居住させるよう英國が取りはからい、それが守られないならばシャムはケダーにおいて米の税を徴収し続けることを約し、第14条ではペラのシャムに対する朝貢を認め、ナコンが「友好的な意図で」40-50人の人員をペラに派遣することを英國は妨げないと明記した [Burney 1911 : vol.I-iii 381-383]。

ナコンはその後もたびたびペラへ軍船を派遣したが、ケダー以南への遠征は神経をとがらせたペナンの艦隊に阻止されている。

7) パタルン国主の追放：1826年

ノーイの政策は、周辺地域に派遣された国主や官吏に任せられた

子弟を通じて、ナコンを中心としたネットワークを形成することをひとつの特徴としていた。ライバルのソンクラーに対しては、ケダー侵攻の際にその処分に反対したソンクラー国主が王都で軟禁され [Burney 1911 : vol. I-ii 201-202]、またソンクラー傘下の村落のパタルン、トラン側への連絡がナコンによって阻止されるなど露骨な封じ込めが行われていた [Burney 1911 : vol. II-i 17-20]。

パタルンはナコンとソンクラーの間に位置し、両者の政争において一種の調停役を果たしていた。しかしパタルン国主一族は18世紀半ば以降、地域の華人勢力の急速な伸長を代表する福建出身の吳氏一族にソンクラーを奪われ、地域の政治的影響力を失う一方であった [黒田 1997 : 132]。

1826年、パタルン国主プアク (Phuak) は高齢を理由に突然国主を解任され、子息が国主を継ぐ慣例が無視され一族はともども王都へ移動させられた。かわりの新国主にはノーアイの息子ノーアイヤイ (Noi Yai) が選ばれ [Sii Woorawat 1964 : 47]、ナコンの要請に応えて壮丁をナコンの徴用にあてるなど、実質的にはナコンの属領同様であった。

このように1826年までにナコンは、

- (1) ノーアイの政治的影響下にあり、ナコンがスアイの錫の徵収権をもつパンガー以下のタラーン地域の小国群、
- (2) 属領でありインド洋側の港であるトラン、
- (3) 属領として米の徵収を期待できるケダー、
- (4) ペナンの介入によって属領化を阻まれたものの朝貢関係とそれにともなう錫の収入は保持したペラ、
- (5) 朝貢国としてその監督権を確保したクランタン
- (6) ノーアイの息子が国主となったパタルン

という、ソンクラーとパタニ周辺の一部地域を除いた南部地方国、マレー系朝貢国のかなり広い地域にその政治的影響力を及ぼすことができるようになっていた。

ノーアイは王都の政治を牛耳る「タークシン王の息子」とも呼ばれ恐れられた。しかしながら、以上のようなノーアイの拡大政策は、彼

個人の卓越した政治的能力による面が突出して評価されがちであつたにもかかわらず、王都宮廷における有力者ディット・ブンナーク (Dit Bunnak) らと結び、南部からの豊富な交易収入を共有することによって可能になったといえよう。また、注意深くみるならば、ノーアイの政策はあくまで王都の命令書から逸脱しない手続を踏むことで遂行されている。このことは、ノーアイのナコンが結局はラタナコーシン朝の統治システムに完全に統合され、シャムの地方国的地位から逸脱できない存在であったことを示す。この意味で、同じ一級国であるソンクラーとの闘争も、シャムの地方統治システムと王都に交易物資を集荷する港市ネットワークの運用の枠内にとどまるものであった。すなわち、ナコンの拡大を支えたのは、シャムのシステムそのものであり、その内部からは、ノーアイの政策を阻むものは現れなかった。

5. マレー・ムスリムの反乱：1822-1839年

ナコンの拡大を阻止するものは、シャムのシステムの枠外から現れることになった。

その一つは、前項で触れたように、ケダーとペラの問題を契機とする英國の介入であった。英國はナコンのケダー侵入の問題解決をのぞんで1822年にシャム王都政権との交渉に臨んだが、その論理は、近代領域国家としての國家関係認識に基づくものであったことはいうまでもない。また、錫の生産地としてのペラは、セランゴールの興味をも引き付けていたが、セランゴールとナコンの衝突も、英國によって回避させられた。

もう一つは、ケダーを中心とするムスリム地域の反乱の多発である。この地域においては1827年の旱魃による米価の上昇と1830年から32年にかけての洪水や疫病の流行も多くの住民の更なる離散逃亡を招き、状況を悪化させた。ムスリムの反乱はナコンのケダー占領直後から発生しているが、文献に記録をとどめる1832年のトゥンク・クディン (Tunku Kedin) の乱、1838年のモハマッド・サード (Mohamed Saad) の乱ではノーアイの息子であるケダー國主セーン

(Seen) はこれを制圧できず、ナコンからの援軍の手にも余って、ついには王都から軍が派遣されて鎮圧された。反乱は、ケダー・スルタンの一族による故地奪還紛争として記録されるほか、シャム人国主による徴税や支配に対するマレー・ムスリムの反シャム的反乱の要素が見られた。セーンはケダーのマレー系住民に重税を課し、タイ風の慣例を押し付けて反発を招いた [Thawisak 1973 : 79]。

「シャムがケダーを占領していた時期」はケダーではプラン・ムス・ビシック (Perang Musuh Bisik) と呼ばれ、住民に伝承されている [Ismail H.M 1981]。18世紀末以来の戦乱でケダーに南下してきたパタニからの移住者であるケダー北部の英雄ト・モーリス (Tok Mo Ris) がシャム人兵士を多数殺害したという伝承はプラン・ムス・ビシック時代の典型的な逸話で、地域のシャム人イメージを形成した [Yaacob 1983 : 2]。

また、1838年にタラーンからランカウイー付近の海域で活動したワン・マット・アリ (Wan Mat Ali) による海域のゲリラ戦は海上を完全には把握していないノーアイの軍隊を翻弄し、「海賊行為 (piracy)」として英國艦船の出動をも促すことになった⁽²³⁾。

ノーアイは1839年5月に王都で死亡した。その死は「憤死」とも「毒殺」とも囁かれた。内乱の続くケダーはパタニの統治の例により、サトゥーン (Satun)、ブルリス (Perlis)、クバンパス (Kubang Pasu)、ケダーの四つの地域に分割され、マレー・スルタン一族による統治が復活する。その地位は朝貢国にもどされ、ソンクラーの管轄下に置かれた。セーンはパンガー国主に移され、パタルン国主ノーアイ・ヤイは罷免されて、元のパタルン国主一族が王都から復帰した [黒田 1986 : 124-126]。

ノーアイの死後、ソンクラーの復権は顕著であった。ソンクラーはサティンプラ (Sathiphra) を獲得し、シャム湾側に広く勢力圏を獲得した。1844年にはブルリスと争ったサトゥーンがナコンの管轄下に入るものの、ノーアイの死以降のナコンの権威の低下は否めない。1844年の南部地方国群の勢力地図を眺めると、1791年段階の構造が復活し、以後シャムの王都と南部においてはソンクラーの政治

的な優位が確立されていく。その経過については、稿を改めて検討する必要がある。

6. まとめにかえて

シャム・ラタナコーン朝はアユタヤ朝のシステムを基本に置き、王都と緊密な関係をもつ地方国を優遇しつつ、王都への交易物資の集荷を安定させる形に統治システムを修正してきた。南部地方国群においては、アユタヤ期の雄藩ナコンを警戒し、新興華人国主によるソンクラーを王都直属の勢力として重視した。ソンクラーは国主ブンファイの時代に政治的にも経済的にもナコンをしのぐばかりの勢力に成長し、両者は激しいライバル関係にあった。

1811年にナコンの国主となったノーアイは、王都の有力者との利益共有を前提にナコンの勢力圏を拡大させた。この拡大政策は、交易品を中央港市に集荷するシステムとしてのアユタヤ・ネットワークと、その構造を基礎として、交易品獲得のための勢力圏の拡大を容認するシャムの地方統治システムの機能を最大限に利用することによって可能となった。彼には「タークシン王の息子」という名が付与されていたが、それは交易収入を背景として王都宮廷に政治的影響力をもつ「強い」国主のイメージとともに、むしろ一地方国として王都に強くつなぎとめられたナコンを確認させるものもある。

ラタナコーン朝の制度の枠内で保証されたナコンの拡大政策は、ソンクラーを押さえることで、シャムの南部港市群の中では阻むものが無く、ナコンの勢力圏を一時、マレー半島中部の広い地域に拡大させた。その拡大を阻止したのは、港市ペナンを根拠地とする英國の関与であり、ナコンの属下におかれたマレー系朝貢国で多発したムスリムによる反乱であった。いずれもシャムとは異なる論理で動き、結果的にナコンを封じめたのである。

ナコンという前近代港市政体の膨張する活動領域を制限し、固定化したのは近代領域国家である英國の交渉と条約であった。それはまた同時に、この交渉が、状況に応じて拡大あるいは縮小することで時代の流れに柔軟に対応してきたアユタヤ・ネットワークの可変

的な形態を失わせ、その影響圏を限定したことをも意味した。シャムは以後、19世紀後半にシャムの影響圏のさらなる固定・縮小化をはかる西欧勢力との条約交渉に向けて、朝貢国・地方国地域における王都政権の支配権を明確に保障する制度へと変革を迫られていくのである。

ナコンにはタークシン王は王都で処刑されたのではなく、ナコンまで逃れ隠れて天寿をまとうしたという俗信があるという⁽²⁴⁾。この俗信は、「タークシン王の息子」ノーアイの時代のナコンの強さを表すと同時に、ラタナコーシン朝におけるその後の相対的な影響力の低下をも表している。これはアユタヤ以来の地方有力勢力が王都宮廷での政治的影響力を争い、それを失っていく過程としても興味深い事例である。

註

- (1) この制度はキンムアン (kin muang : 食国) 制とよばれる。[田辺 1972 : 259]
- (2) パタルンは仏教とイスラームが混在する地域である。かつての中心サティンプラには多数の仏教遺跡があるが、18世紀以降はジャワ出身のムスリムが国主となった。しかしこの国主も18世紀半ばには仏教に改宗する。[黒田 1997 : 132]
- (3) ムスリム国主をいただくマレー系朝貢国、パタニ、ケダー、トレンガヌ、クランタンの動向を監視し、反乱を鎮圧し、王都への三年一貢の金銀樹の朝貢を守らせることがその主たる責務であった。
- (4) 登録された官吏の位階を、与えられた田の面積であらわしたものである。実際にその田が支給されたかは明らかではない。ナコンの場合、国主のサクディナー数10000ライを最高とし、最下級の官吏のサクディナー数を300ライとする。[黒田 1987 : 46]
- (5) 1808年の資料ではナコンが貢納品を徵収する範囲にタラーン、タクアトゥン、チャイヤの名が含まれている。[Wyatt 1975 : 212]
- (6) ヌー解任の理由は、アユタヤ時代に副国主であった者が王都の許可なく国主になることは正義にはあらず、ゆえにこれを正す、と

説明される。[Krom Sinlapaakon 1963-a : 30-31]

- (7) Low の報告によれば、ナコンの人口は1822年で20000人余り、周辺の地方国をいれて70000人で決して多くはない。トランとナコンの人口の減少は1810年以降顕著であるとする。[Low 1837 : 96, Burney 1911 : vol. II -iii 183-187]
- (8) ノイはナコン家系図ではパットの息子である。しかし、記録によれば、ノイの母はナコン国主ヌーの娘 Plang で、タークシン王の後宮にいた。プラーンは姉 Nuon の死後、その夫で、ナコンラーチャシーマー (Nakhon Ratchasima) 出身のパットの後妻となつた。そのとき Plang はすでに妊娠中であったために、生まれた子どもはパットの息子として育てられたが、実はタークシン王の息子だといわれる。[Krom Sinlapaakon 1963-b : 54-55]
- (9) ノイの王都宫廷における政治的協力者としては、ラーマ三世期の副王 Sakdiphonsep の名がみえ、彼はパットとその亡き先妻ヌオンの娘、Nui Yai とラーマ一世の間の息子である。また、宫廷の実力者 Dit Bunnak はラーマ二世期の外務大臣プラクラン (Phra Khlang) と兵部卿 (カラーホーム) を兼任し、ノイの息子 Noi Yai にその娘を嫁がせていた。[Wilson 1970 : 756]
- (10) 1770年代にはタラーンは年間500 bahar の錫をケダーに供給していた。[Basset 1989 : 642]
- (11) 属領 (muang khun) とは地方国自身に属し、王都からの官吏の任命や徵税の義務などを負わず、地方国主の政治的裁量下にある小国である。
- (12) 1809年に海域のビルマ兵の掃討軍に加わったケダー・スルタンの戦記 Syair Sultan Maulana によれば、ランカウイーの首長 Datu Seri Kerma Jaya はケダー・スルタンの司令官代理であった。[黒田 1998 : 85-86, Skinner 1985 : 84-85]
- (13) タリボンの支配者は Phraya Talibong の称号をタイから与えられた Tok Pangakawa、その後継者は Luang Lutthi Somkhram の称号をもつ Raja Pangaran として知られた。[Tunsulaluk 1978 : 77, Skinner 1985 : 88-90]

- (14) トランはトラン国 (Trang) プーラー国 (Phura) の二国からなる [NL.CR-2 no. 1173-15]。のちナコンがこれを一国に統合した。しかし1785年にはナコンからその燕巣採掘権がとりあげられてソンクラーに与えられたが、1811年には再びナコンのもとに戻された。この背景には燕巣等の収入を巡るナコンとソンクラーの利権争いが想定される。[黒田 1998 : 84]
- (15) ケダーの将軍 Tengku Idris は宗教的理由から異教徒であるシャムの命にしたがうことを拒否し、後衛にまわった。[Skinner 1985 : 156-157]
- (16) トランには1812年に3隻、1814年の2隻、1816年に1隻のインド方面から商船が入港し象牙を売り錫と交換していった。[Supaphorn 1977 : 82, NL.CR-2 no. 1173-3, no.1176-12, no.1178-3]
- (17) これは燕巣から得られる収入の半分程度に当たるといわれた [Burney 1911 : vol. III-ii 420]
- (18) 1777年以前のケダーの王都はケダー川、ブルリス川、サトゥーン川の河口域を中心とした地域にあった。ラジャ・ムダの領地はサトゥーン川河口であり、英国が1801年からペナンと共に租借した Wellsley 地方は未開発の荒蕪地であった。
- (19) ケダーはペナンの譲渡と引き換えに、シャムからの保護の確約を再三要求してきたが、英国は譲渡金での代償をこれにあてて、ケダーとのいかなる攻守同盟をも拒否しつづけていた。[信夫 1968 : 398-400]
- (21) 食料等の補給をケダーに頼るペナンは、ケダーの支配者の問題を重視した。今後のペナンの補給を保障する相手としてシャムを選ぶべきか、それともケダーの独立を主張するスルタンを支持しシャムと対立すべきかが問題であった。[信夫 1968 : 400-407]
- (22) ナコンはペラに対して金銀樹の貢納が不可能ならば、1500ドルで代替させ、さらにナコンに対して500ドルを差し出すよう求めたといわれる。[Burney 1911 : vol.I-iii 533]
- (23) バーネイの当初の目的はケダーとペラの問題の解決をめざしたものであった。英国はこの条約の第12.、13.、14条で事実上トレンガ

ヌ・クランタン・ケダー・ペラにおけるシャムの宗主権を認めた。

ペナンはこの条約により、ケダー・スルタンとその親族の行動を「海賊行為」としてとりしまらざるを得ない立場に陥った。[Rubin 1974 : 2-5]

(24) この俗信を語ったナコン出身のシャム人によると、だからこそ「タークシンの息子」の死後、ナコンは王都から疎まれたということになる。[1991年8月29日バンコクでの聞き取り調査による]

参考文献

1-1 史料 (in Thai)

Damrong raachaanuphap, Somdet Caophrayaa. 1962 : *Phraratcha Phongsawadaan krung Ratanakosin thii 2* (『ラーマ二世王年代記』), Ongkaan Khrusaphaa, Bangkok.

Krom Sinlapaakon. 1963-a : *Ruang Tang Caophrayaa Nakhonsiithammarat : Prachum Phongsawadaan No.2* (『ナコンシータマラート国主の任命』:『タイ史料集成』No.2) Ongkaan Khrusaphaa, Bangkok.

Krom Sinlapaakon. 1963-b : *Phraprawatsankheep Phracao Nakho-nsiithammarat : Prachum Phongsawadaan No.73* (『ナコンシータマラート国主伝記』:『タイ史料集成』No.73) Ongkaan Khrusaphaa, Bangkok.

Krom Sinlapaakon. 1963-c : *Thamniep Khaaratchakaan Nakhonsiithammarat : Prachum Phongsawadaan No.73* (『ナコンシータマラート官吏登録簿』:『タイ史料集成』No.73) Ongkaan Khrusaphaa, Bangkok.

National Library. 1971 : *Cotmaaihet Ratchakaan thii 2* (『ラーマ二世王史料』No.1173-2, 1173-3, 1173-15, 1176-12, 1178-3) (文中ではNL.CR-2と略す)

Sii Woorawat, luong. 1964 : *Phongsawadaan Muang Phatthalung : Prachum Phongsawadaan No.15* (『パタルン国年代記』:『タイ史料集成』No.15) Ongkaan Khrusaphaa, Bangkok.

1-2 史料 (in Malay)

Skinner, C. 1985 : *Battle for Junk Ceylon, The Syair Sultan Mula*na, Foris Publication, Leiden

1-3 史料 (in English)

Burney, Henry. 1911 : *Burney Papers*. Vajirayana National Library, Bangkok, 5vols.

2-1 論文・研究書 (in Thai)

Suphaphorn, Tunslaruk. 1977 : "Botbaat khong Caophraya Nakhonsiithammarat (Nooi) thii mii too Ratthabaan klaang le Huamuang phaak tai nai Ratthasamai Phrabaat somdet Phra Phutthaleaklaan phaalai le Phrabaat somdet Phra Nangklaocaoyuhua (ラーマ二世王、三世王期シャムの中央政府と南部地方国の関係におけるナコンシータマラート国主の役割), unpublished thesis of Chulalongkorn University.

Thawisak, Lomlim. 1973 : *Khwaam samphan rawaang Thai kap Malayuu nai Samai Ratanakosin Tonton* (ラタナコーン朝初期のタイ＝マライ関係), Phree Phithaya, Bangkok.

2-2 論文・研究書 (in Malay)

Ismail Haji Salleh, 1984 : *Siri Musuh Bisik : Konvensyen Sejarah Megeri Kedah 1981 Report* (1981年ケダ歴史会議資料), Alorstar.

Yaacob Ahmad. 1983 : "Pahlawan Tok Mo Ris" Beberapa Aspek Sejarah Kedah, (「英雄ト・モーリス」『ケダー史の諸相』), pp.1-10, Persatuan Sejarah Kedah, Kuala Lumpur.

2-3 論文・研究書 (in English)

Anderson, John. 1824. (rep. 1989) : *Political and Commercial Considerations relative to the Malayan Peninsula*, JMBRAS, Kuala Lumpur.

Basset, B.K. 1989 : "British 'Country' Trade and Local Trade Networks in the Thai and Malay States c.1680-1770", *Modern Asian Studies*, vol. 23-4. pp.625-643

Bonney, R. 1971 : *Kedah, 1771-1821 : The Search for Security and Independence*, Oxford Univ. Press, Kuala Lumpur.

Low, James. 1837 : "History of Tennasserim", *Journal of the Royal Asiatic Society*, vol.4, London.

Rubin, Alfred P. 1974 : *Piracy Paramountry and Protectorates*, Penerbit Universiti Malaya, Kuala Lumpur.

Wilson C. 1970 : *State and Society in the Reign of Mongkut, 1851-1868 : Thailand on the Eve pt.2*, University Microfilms, Michigan.

Winsted, R.O. & Wilkinson, R.J. 1974 : *A History of Perak(rep)*, JMBRAS, Kuala Lumpur.

Wyatt, David. 1975 : *The Crystal Sands : The Chronicles of nagara Sri Dharramaraja*, Cornell University Southeast Asia Program Data Paper No.98, Cornell University, Ithaca.

2-4 論文・研究書 (in Japanese)

石井 米雄、1994 : 「タイの中世国家像」『変わる東南アジア史像』、山川出版社、pp.129-149。

黒田 景子、1985 : 「華僑地方国ソンクラーの成立」『南方文化』第12輯、pp. 71-92

———、1986 : 「ソンクラー国年代記（下）」『南方文化』第13輯、pp.105-130

———、1987 : 「ナコンシータマラート官吏登録簿」について：19世紀南部タイの地方統治制度』『大谷大学大学院研究紀要』第4号、pp.37-63

———、1991 : 「タラーン港の破壊：ラーマ一世期（1785-1808）シャムにおけるマレー半島北部西海岸交易港群の役割」『南方文化』第18輯、pp.56-81

———、1997 : 「パタルンに関するノート」『東南アジア史の中の「中央」と「地方」』（平成6-8年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究）課題番号06041072 研究成果報告書）、西日本地区東南アジア史研究会（大阪外国语大学）、pp.122-133

- 、1998：「タリボンとランカウイー：18-19世紀南タイ西海岸部の海域支配」『タイ国東北部および北部におけるオーラルヒストリーに基づく村落史の研究』（平成7-9年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究）課題番号07041009 研究成果報告書、名古屋大学、pp.80-95
- 信夫 清三郎、1968：『ラッフルズ伝』東洋文庫、平凡社。
- 田辺 繁治、1972：「タイ旧制度下の国家領域に関する一考察」『東南アジア研究』10巻2号、pp.246-270